

小田原市情報公開条例の一部改正に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市情報公開条例の一部改正
政策等の案の公表の日	令和4年12月15日（木）
意見提出期間	令和4年12月15日（木）から令和5年1月13日（金）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ、総務課窓口）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	0件（0人）
インターネット	人
ファクシミリ	人
郵送	人
直接持参	人
無効な意見提出	人

3 提出意見と関係なく変更した点

	政策案との差異	市の考え方
1	実施機関に消防長を加えることとします。	今回の情報公開条例の一部改正は、個人情報保護制度が個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）に基づく制度に移行することに伴い、情報公開制度についてこれを踏まえた所要の整備を行うためものです。 個人情報保護法においては、実施機関に消防長が該当することから、これを踏まえ、情報公開条例の実施機関に消防長を加えるものです。